



月会費が医療費控除として適用されます

ウイング呉は厚生労働省認定の「指定運動療法施設」です。医師により運動処方箋を交付された方がウイング呉で週1回8週以上の運動を継続した場合、月会費が医療費控除として適用され確定申告により税金の還付を受けることができます。

メディカル会員A

(かわもと心臓内科・呉整形外科クリニック)

メディカル会員B

(その他・かかりつけ医)

※パーソナル4・8会員を追加して利用することもできます

- ① 医師に運動をすすめられる。 ② 運動処方箋を発行してもらう ③ 処方箋をもとに運動メニュー作成

※管理料・文書料がかかる場合があります
※定期的な受診・運動処方箋の提出が必要です
※運動処方箋は書式は問いません
(ウイング呉でお渡しできます)

※3ヶ月に1回体組成測定



- ④ 運動を開始

※医療費控除を受けるには、週1回8週以上運動を継続する必要があります

- ⑤ 毎年1月頃 ウイング呉が発行する

「運動療法実施証明書」
「該当月会費領収書」
を受け取る ※要事前予約

- ⑥ メディカルBの方は「運動実施証明書」を医師に確認・署名・捺印してもらう

※メディカルAの方は署名・捺印済みの物を⑤でお渡しします



- ⑦ 確定申告



医療費控除とは？

1年間に支払った医療費が10万円(家族分も対象)を超えた場合に所定の手続きをすることで税金が安くなる制度

詳しくスタッフにお尋ねください